

1. 件名：伊方発電所における主任技術者の選任状況について
2. 日時：令和3年3月16日 14時30分～14時50分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部検査グループ
実用炉監視部門 反町主任監視指導官、東原子力規制専門員

四国電力株式会社 東京支社 技術課長 他1名

5. 要旨

- (1) 四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）から、令和3年3月15日の面談において原子力規制庁から確認要請をした「四国電力社内で電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任が確認できるエビデンス資料」について、提出資料に基づき以下のとおり報告があった。
 - 主任技術者等選任・解任申請書において、今回届出漏れのあった電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が社内規程に基づき適切に選任されている。
 - 使用前検査の成績書において、当該主任技術者が業務を遂行している。
- (2) 原子力規制庁より、今回届出漏れのあった電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者については、四国電力社内で適切に選任され、当該主任技術者の職務が切れ目無く遂行されていることを確認できたため、電気事業法第43条第3項に基づく「主任技術者選任又は解任届書」を顛末書とともに速やかに提出するよう伝え、四国電力から了解した旨回答があった。

6. 提出資料

資料1：主任技術者選任に関するエビデンスについて